

空港整備法の一部を改正する法律案(閣法第一六号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、国民の航空輸送に対する信頼性の確保に向け、航空機の運航の確実性の向上に資する照明施設等を空港の基本的な施設として位置付け、その新設又は改良等の工事を促進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、第二種空港、第三種空港又は共用飛行場において、国及び地方公共団体がその費用を負担すべき工事として、照明施設の新設若しくは改良又は一定の空港用地の造成若しくは整備の工事等を追加する。

二、地方公共団体は、当分の間、その管理する第二種空港又はその設置し、若しくは管理する第三種空港において、航空機の運航の確実性を高度に確保するため、一定の照明施設に改良する工事及びこれと併せて施行される一定の空港用地の造成又は整備の工事を施行することができることとする。

三、この法律は、公布の日から施行する。